

## 基金加入者掛金の負担について

量研機構は、科学技術企業年金基金（以下、基金）を設置して企業年金制度を設けています。

当機構に採用され厚生年金保険の適用を受ける者は、基金の加入者となります。

基金制度の概要は次のとおりです。

- (1) 掛金
  - ①加入者 第1標準掛金の加入者掛金の負担
  - ②事業主 第1標準掛金及び第2標準掛金等の事業主掛金の負担
- (2) 給付
  - ①15年以上の加入者  
第1標準年金及び第2標準年金を退職後60歳から支給
  - ②15年未満の加入者  
第1脱退一時金及び第2脱退一時金を退職時に支給

上述のとおり、厚生年金保険の被保険者は基金の加入者となりますが、第1標準掛金の加入者掛金（標準給与の1%）の負担については任意となっています。

については、加入者掛金の負担に関し申し出ていただく必要がありますので、申し出にあたっての注意事項を確認のうえ、新規加入様式（同意書）に必要事項を記入し、人事部職員課社会保険担当まで提出してください。

なお、当初加入者掛金を負担することとした場合であっても負担中止様式を提出することにより加入期間の途中から掛金負担を中止することができます。

### 【基金掛金イメージ図】

